平成２２年（フ）第１４４６９号
東京都町田市鶴間1868―５　Ｋ３レジデンス605
債務者　手嶋　晃洋
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４７３号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目34―12―403
債務者　南谷　大輔
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４７７号
埼玉県川口市飯塚３丁目１―27―501
債務者　外山　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４７９号
埼玉県草加市稲荷３丁目28―５―203
債務者　萩原　久子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４８０号
東京都中央区勝どき２丁目18―１―1141
債務者　前田　優樹
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４８３号
東京都小金井市前原町５丁目１―18　株式会社ベスト小金井寮
債務者　鱸南　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４８５号
東京都江戸川区松島４丁目30―７
債務者　木戸乃理子こと　木戸乃里子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９号
長野県佐久市入澤3282番地４
債務者　高橋　博也
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８５号
長野県佐久市大沢131番地１
債務者　茂木　隆則
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０８１号
東京都中央区勝どき３丁目15番５号ＭＲＴビル４Ａ
債務者　南谷紀代子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１０号
東京都福生市大字熊川95番地熊川住宅1346
債務者　和田　良子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
石川県小松市安宅町甲10番地　市営木曽町住宅小８棟233号室、従前の住所石川県小松市矢田新町カ111番地１
債務者　作田　知之
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２２号
石川県珠洲市若山町出田33の部66番地
債務者　木下　良子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第５２号
島根県益田市遠田町3049番地２
債務者　原　　和生
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第５５号
島根県益田市白上町イ163番地４
債務者　谷山喜代文
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１４３８３号
神奈川県秦野市南矢名385―22―205
債務者　大後　康寿
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部